

兵庫県公報

平成31年2月26日 火曜日 第3083号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 平成21年兵庫県告示第16号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成23年兵庫県告示第212号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成18年兵庫県告示第657号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成19年兵庫県告示第520号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成19年兵庫県告示第616号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成19年兵庫県告示第1132号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成22年兵庫県告示第349号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	20
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	27
○ 同 上（同）	32
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	43
公 告		
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	44
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	45
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	45
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	47
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	48
病院局告示		
○ 医事業務における料金の徴収事務の委託	48

を
「
宝塚食品衛生協会 | 宝塚市小林
宝塚食品衛生協会 | 宝塚市東洋町
」
に改める。

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仁川うぐいす台(3)Ⅱ (115000207)	宝塚市仁川うぐいす台（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
武庫山(3)Ⅰ (115000208)	宝塚市武庫山二丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
月見山Ⅰ-2 (115000209)	宝塚市月見山一丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
武庫山Ⅰ-2 (115000210)	宝塚市紅葉ガ丘（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成31年 3月 6日（水）から同月20日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課及び宝塚市都市安全部生活安全室公園河川課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成31年 3月20日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月20日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第452号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

長寿ヶ丘(3) I (115000143) の項中別図83、長寿ヶ丘(4) I (115000144) の項中別図84、長寿ヶ丘(2) I (115000147) の項中別図87、月見山 I (115000153) の項中別図93、武庫山 I (115000154) の項中別図94、紅葉ヶ丘 I (115000156) の項中別図96、逆瀬台(1) II (115000172) の項中別図112、宝梅 II (115000175) の項中別図115、塔の町 I (115000186) の項中別図126、支多々川 I (215000003) の項中別図160、逆瀬川 III (215000011) の項中別図168を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成31年 3月 6日（水）から同月20日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課及び宝塚市都市安全部生活安全室公園河川課

4 意見書に関する事項**(1) 様式**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成31年 3月20日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月20日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 2月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長寿ヶ丘(3) I (115000143)	宝塚市長寿ガ丘（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
長寿ヶ丘(4) I (115000144)	宝塚市長寿ガ丘（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

長寿ヶ丘(1) I (115000146)	宝塚市長寿ガ丘 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
長寿ヶ丘(2) I (115000147)	宝塚市長寿ガ丘 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
月見山(4) I (115000149)	宝塚市月見山二丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
月見山(5) I (115000150)	宝塚市月見山二丁目 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
月見山Ⅲ (115000151)	宝塚市月見山二丁目 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
月見山 I (115000153)	宝塚市月見山一丁目 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
武庫山 I (115000154)	宝塚市紅葉ガ丘 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
紅葉ヶ丘(2) I (115000155)	宝塚市紅葉ガ丘 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
紅葉ヶ丘 I (115000156)	宝塚市紅葉ガ丘 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
武庫山(2) I (115000157)	宝塚市武庫山二丁目 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
宝松苑 I (115000158)	宝塚市宝松苑 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
ゆずり葉(3) I (115000162)	宝塚市ゆずり葉台三丁目 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
ゆずり葉(5) I (115000163)	宝塚市ゆずり葉台二丁目 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
ゆずり葉(2) I (115000164)	宝塚市ゆずり葉台二丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
青葉台 I (115000168)	宝塚市青葉台二丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
逆瀬台 I (115000170)	宝塚市逆瀬台二丁目 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
逆瀬台(3) I (115000171)	宝塚市逆瀬台二丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
逆瀬台(1) Ⅱ (115000172)	宝塚市逆瀬台二丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
野上(3) I (115000177)	宝塚市野上五丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
野上(2) I (115000178)	宝塚市野上一丁目 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

千種(1) I (115000181)	宝塚市千種一丁目(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
千種(2) I (115000184)	宝塚市千種二丁目(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
千種(3) I (115000185)	宝塚市千種二丁目(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
塔の町 I (115000186)	宝塚市塔の町(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
仁川高丸(4) I (115000189)	宝塚市仁川高丸一丁目(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
仁川高丸(1) I (115000190)	宝塚市仁川高丸一丁目(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
仁川うぐいす台(3) II (115000207)	宝塚市仁川うぐいす台(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
花屋敷荘園 I (118000061)	宝塚市花屋敷荘園1丁目 川西市花屋敷山手町(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
ゆずり葉の谷 I (215000008)	宝塚市ゆずり葉台三丁目(別図31のとおり)	土石流	別図31のとおり
千石ズリ谷 I (215000009)	宝塚市小林(別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
逆瀬川Ⅲ (215000011)	宝塚市小林(別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり

(別図1から別図33までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成31年3月6日(水)から同月20日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課及び宝塚市都市安全部生活安全室公園河川課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所河川砂防課
〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

(3) 提出期限

平成31年3月20日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31(2019)年5月20日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。